

2003年5月、リン  
ゴ関係者の間に衝撃的な  
ニュースが入った。台湾

の国際特許法律事務所か

らの情報で、中国広州市

の会社が「青森」という

商標登録を中国政府に申

請が出ていることが分か

る。中国商標法によると、

公告から3カ月以内に異

議申し立てがない場合、

登録が許可されることに

なっている。

登録されると、「青森

請したというのだ。

ジエトロ（日本貿易振

興機構）を通じて、確認

したところ、果物・野菜

やコメ・麺類、衣服など

異なる五つの分野で、商

標登録の公告ないしは申

急きよ、県と農林水産

# 5万トン時代へ

36

青森リンゴ輸出

## ブランド化と偽物対策



関係団体23者が共同で期  
限ぎりぎりの同年7月末  
に最初の異議申し立てを  
行い、その後順次異議申  
し立てを行った結果、最

終的に2008年3月ま  
でに、中国商標局が5件  
全てについて本県側の異  
議の主張を認め、「青森」  
という商標は登録されず  
に決着した。

この間、海外の制度に

不案内だったこともあ  
り、日本政府を通じて中

国政府への折衝や国際特

許法律事務所を活用した

異議申し立て手続きに2

00万円以上の経費を要

するなど、多くの困難を

伴った作業を強いられ  
た。

古くは、偽物の青森リ  
ンゴをアジア各地で見か  
けたものだが、時がたつ  
て偽物販売の戦略も巧妙  
化しているようだ。

（県りんご輸出協会事務  
局長 深澤守）

# 台湾、香港で商標を取得